

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金8,040百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けにくい体制となっております。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営に係る妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また企業サポート部は、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産査定等に係わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本金劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先及び破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権及び、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針及び運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有する場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合の証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画」についての中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。
・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに週及不可（ノン・リコース）であること。

・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスポージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。

- ① リース料債権を裏付とする信託受益権
- ② 貸付債権を裏付とする信託受益権
- ③ 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- ④ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- ⑤ 債券を裏付とする信託受益権

- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、外部格付準拠方式を採用しています。

- (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」など及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

- (4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーショナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーショナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となつてその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

当金庫では、その他のオペレーショナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形固定資産リスク、風評リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めております。

オペレーショナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーショナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

- (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

- (3) 金利リスク計測の頻度

- (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリスクテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、

警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する Δ EVEの比率を警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はALM委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、ALM委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、ALM委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定方法の概要

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和6年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.764年です。

- ② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としております。

- ③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的なバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

- ④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- ⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。

- ⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

- ⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

- ⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの最大値は前期末3,280百万円から当期末2,261百万円と1,019百万円減少しております。

Δ NIIの最大値は前期末538百万円から当期末644百万円と106百万円増加しております。

- ⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

●当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、豪ドル、加ドル、ユーロを計測対象通貨とし、日本円をはじめ各国通貨のOIS金利を基にしたイールドカーブをリスクフリーレートとしております。

●割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追随率等については考慮しておりません。

●ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便的かつ保守的な手法により計測しております。

●当金庫の Δ EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。

- (2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

- ① 金利ショックに関する説明

- ② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的に実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,618	35,002
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,015	21,847
うち、利益剰余金の額	14,820	13,314
うち、外部流出予定額 (△)	144	—
うち、上記以外に該当するものの額	△73	△159
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	911	1,297
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	911	1,297
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	148	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,678	36,299
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	129	183
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	129	183
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	305	593
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	435	777
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,243	35,522
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	437,064	448,369
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,877	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	3,302	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,351	21,381
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	458,416	469,750
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.12%	7.56%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	437,064	17,482	448,369	17,934
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	418,291	16,731	429,849	17,193
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	982	39	792	31
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,190	2,647	73,789	2,951
法人等向け	77,973	3,118	77,166	3,086
中小企業等向け及び個人向け	90,102	3,604	92,119	3,684
抵当権付住宅ローン	32,016	1,280	30,325	1,213
不動産取得等事業向け	107,450	4,298	110,617	4,424
三月以上延滞等	2,309	92	1,968	78
取立未済手形	51	2	132	5
信用保証協会等による保証付	5,459	218	5,894	235
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	282	11	86	3
出資等のエクスポージャー	282	11	86	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	35,295	1,411	36,781	1,471
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,678	427	8,303	332
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,612	264	7,798	311
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,867	194	7,373	294
上記以外のエクスポージャー	13,136	525	13,304	532
② 証券化エクスポージャー	123	4	102	4
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	123	4	102	4
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,772	670	18,417	736
ルック・スルー方式	16,772	670	18,417	736
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,302	132		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	21,351	854	21,381	855
ハ. 単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	458,416	18,336	469,750	18,790

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
					貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ バランス取引		債券			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国内	1,126,351	1,131,591	603,269	606,582	485,484	489,453	—	—	3,060	2,679
国外	35,152	25,222	—	—	35,050	25,131	—	—	—	—
地域別合計	1,161,504	1,156,814	603,269	606,582	520,535	514,584	—	—	3,060	2,679
製造業	22,170	20,000	18,123	18,517	4,027	1,470	—	—	42	50
農業、林業	327	356	327	356	—	—	—	—	10	10
漁業	10	7	10	7	—	—	—	—	7	6
鉱業、採石業、砂利採取業	257	230	257	230	—	—	—	—	71	70
建設業	66,461	65,188	65,174	63,963	1,254	1,190	—	—	230	185
電気・ガス・熱供給・水道業	8,892	8,367	672	1,048	8,199	7,299	—	—	—	—
情報通信業	3,279	2,765	837	1,019	2,435	1,740	—	—	0	0
運輸業、郵便業	17,672	17,055	16,193	16,189	1,468	856	—	—	14	7
卸売業、小売業	50,964	50,399	47,649	47,096	3,284	3,273	—	—	575	365
金融業、保険業	367,917	432,549	21,123	22,127	341,542	404,592	—	—	0	0
不動産業	139,534	141,256	134,631	136,635	4,826	4,536	—	—	1,124	813
物品賃貸業	3,690	3,799	3,689	3,799	—	—	—	—	21	21
学術研究、専門・技術サービス業	1,187	1,054	1,187	1,054	—	—	—	—	0	0
宿泊業	1,906	1,839	1,906	1,839	—	—	—	—	41	26
飲食業	7,261	6,487	7,254	6,481	—	—	—	—	179	175
生活関連サービス業、娯楽業	6,017	5,562	6,011	5,557	3	3	—	—	13	13
教育、学習支援業	1,798	1,742	1,798	1,740	—	—	—	—	0	0
医療、福祉	12,293	12,389	12,265	12,363	—	—	—	—	176	250
その他のサービス	24,043	23,362	23,735	23,135	295	214	—	—	165	191
国・地方公共団体等	189,956	128,480	36,595	38,914	153,183	89,392	—	—	—	—
個人	203,987	204,671	203,818	204,499	—	—	—	—	384	490
その他	31,866	29,235	—	—	14	13	—	—	—	—
業種別合計	1,161,504	1,156,814	603,269	606,582	520,535	514,584	—	—	3,060	2,679
1年以下	293,753	247,051	104,487	107,711	188,267	138,138	—	—		
1年超3年以下	200,266	201,770	116,623	120,080	83,643	81,690	—	—		
3年超5年以下	101,784	112,106	78,232	78,215	23,551	33,891	—	—		
5年超7年以下	78,267	87,559	60,363	60,578	17,904	26,981	—	—		
7年超10年以下	82,397	132,116	64,892	64,314	17,505	67,802	—	—		
10年超	346,680	290,967	178,671	175,683	168,008	115,284	—	—		
期間の定めのないもの	58,354	85,240	—	—	21,653	50,794	—	—		
残存期間別合計	1,161,504	1,156,814	603,269	606,582	520,535	514,584	—	—		

(注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	128	103	103	115	26	0	101	102	103	115	6	73
農業、林業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	2	—	0	0	4	2	2	—	—	0
建設業	561	505	505	466	41	6	520	498	505	466	187	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	14	14	11	—	5	5	9	14	11	94	3
卸売業、小売業	362	353	353	226	11	74	350	279	353	226	247	273
金融業、保険業	4	1	1	1	2	—	1	1	1	1	—	—
不動産業	605	536	536	444	36	1	569	534	536	444	10	14
物品賃貸業	—	0	0	14	—	—	—	0	0	14	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	1	1	—	—	2	1	1	1	—	—
宿泊業	66	50	50	33	9	—	56	50	50	33	3	—
飲食業	146	148	148	89	3	31	142	116	148	89	4	72
生活関連サービス業、娯楽業	27	18	18	10	—	5	27	12	18	10	0	17
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	150	153	153	332	—	—	150	153	153	332	—	—
その他のサービス	383	29	29	20	0	1	383	27	29	20	3	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	58	52	52	60	2	2	56	49	52	60	1	6
合 計	2,507	1,971	1,971	1,828	134	129	2,372	1,841	1,971	1,828	561	489

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	273,738	—	233,818
10%	—	68,982	—	70,490
20%	55,161	333,016	60,685	370,319
35%	—	83,993	—	79,413
50%	22,151	1,665	13,336	1,268
75%	—	113,447	—	114,453
100%	5,624	196,428	7,897	196,537
150%	—	863	—	624
200%	—	—	—	—
250%	—	6,429	—	7,969
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,161,504		1,156,814	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,848	3,624	59,860	62,598	—	—
① ソブリン向け	24	25	5,738	3,149	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	606	547	1,109	1,403	—	—
④ 中小企業等・個人向け	1,718	1,531	38,259	42,722	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	65	64	13,573	13,030	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	1,433	1,454	1,104	2,202	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	74	91	—	—

(注) 1. 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっていないもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
① 派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

	令和4年度	令和5年度
担保の種類別の額	—	—
無担保扱い	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	300	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	300	—	—	—	4	—
50%～100%未満	300	—	—	—	4	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	300	—	300	—	4	—	4	—

(注) 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	253	253	53	53
非上場株式等	4,910	—	5,289	—
合 計	5,164	253	5,343	53

(注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	—	33
売却損	2	1
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	10	5

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式	28,981	28,567
合計	28,981	28,567

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかの
ようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	767	3,280	644	538
2	下方パラレルシフト	2,261	0	0	0
3	スティープ化	386	702		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,261	3,280	644	538
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	35,522		37,243	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ．連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,751	35,134
うち、出資金及び資本剰余金の額	22,015	21,846
うち、利益剰余金の額	14,953	13,447
うち、外部流出予定額 (△)	144	—
うち、上記以外に該当するものの額	△73	△159
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	911	1,297
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	911	1,297
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	148	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,811	36,432
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	129	183
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	129	183
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	305	593
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	435	777
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	37,376	35,655
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	437,034	448,338
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,877	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	3,302	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	21,642	21,645
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	458,676	469,984
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.14%	7.58%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）（以下、「告示」という。）」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

- (1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

- (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	437,034	17,481	448,338	17,933
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	418,261	16,730	429,819	17,192
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	982	39	792	31
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	66,190	2,647	73,789	2,951
法人等向け	77,973	3,118	77,166	3,086
中小企業等向け及び個人向け	90,102	3,604	92,119	3,684
抵当権付住宅ローン	32,016	1,280	30,325	1,213
不動産取得等事業向け	107,450	4,298	110,617	4,424
三月以上延滞等	2,309	92	1,968	78
取立未済手形	51	2	132	5
信用保証協会等による保証付	5,459	218	5,894	235
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	272	10	76	3
出資等のエクスポージャー	272	10	76	3
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	35,275	1,411	36,760	1,470
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	10,678	427	8,303	332
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,592	263	7,778	311
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	4,867	194	7,373	294
上記以外のエクスポージャー	13,136	525	13,304	532
② 証券化エクスポージャー	123	4	102	4
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	123	4	102	4
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	16,772	670	18,417	736
ルック・スルー方式	16,772	670	18,417	736
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	3,302	132		
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	—	—
⑥ CVAリスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	21,642	865	21,645	865
ハ. 連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	458,676	18,347	469,984	18,799

- (注) 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主要種類の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高							三月以上延滞 エクスポージャー	
					貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引		
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	
国内	1,126,341	1,131,581	603,269	606,582	485,474	489,443	—	—	3,060	2,679	
国外	35,152	25,222	—	—	35,050	25,131	—	—	—	—	
地域別合計	1,161,493	1,156,803	603,269	606,582	520,525	514,574	—	—	3,060	2,679	
製造業	22,170	20,000	18,123	18,517	4,027	1,470	—	—	42	50	
農業、林業	327	356	327	356	—	—	—	—	10	10	
漁業	10	7	10	7	—	—	—	—	7	6	
鉱業、採石業、砂利採取業	257	230	257	230	—	—	—	—	71	70	
建設業	66,461	65,188	65,174	63,963	1,254	1,190	—	—	230	185	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,892	8,367	672	1,048	8,199	7,299	—	—	—	—	
情報通信業	3,279	2,765	837	1,019	2,435	1,740	—	—	0	0	
運輸業、郵便業	17,672	17,055	16,193	16,189	1,468	856	—	—	14	7	
卸売業、小売業	50,964	50,399	47,649	47,096	3,284	3,273	—	—	575	365	
金融業、保険業	367,917	432,549	21,123	22,127	341,542	404,592	—	—	0	0	
不動産業	139,534	141,256	134,631	136,635	4,826	4,536	—	—	1,124	813	
物品賃貸業	3,690	3,799	3,689	3,799	—	—	—	—	21	21	
学術研究、専門・技術サービス業	1,187	1,054	1,187	1,054	—	—	—	—	0	0	
宿泊業	1,906	1,839	1,906	1,839	—	—	—	—	41	26	
飲食業	7,261	6,487	7,254	6,481	—	—	—	—	179	175	
生活関連サービス業、娯楽業	6,017	5,562	6,011	5,557	3	3	—	—	13	13	
教育、学習支援業	1,798	1,742	1,798	1,740	—	—	—	—	0	0	
医療、福祉	12,293	12,389	12,265	12,363	—	—	—	—	176	250	
その他のサービス	24,033	23,352	23,735	23,135	285	204	—	—	165	191	
国・地方公共団体等	189,956	128,480	36,595	38,914	153,183	89,392	—	—	—	—	
個人	203,987	204,671	203,818	204,499	—	—	—	—	384	490	
その他	31,866	29,235	—	—	14	13	—	—	—	—	
業種別合計	1,161,493	1,156,803	603,269	606,582	520,525	514,574	—	—	3,060	2,679	
1年以下	293,753	247,051	104,487	107,711	188,267	138,138	—	—			
1年超3年以下	200,266	201,770	116,623	120,080	83,643	81,690	—	—			
3年超5年以下	101,784	112,106	78,232	78,215	23,551	33,891	—	—			
5年超7年以下	78,267	87,559	60,363	60,578	17,904	26,981	—	—			
7年超10年以下	82,397	132,116	64,892	64,314	17,505	67,802	—	—			
10年超	346,680	290,967	178,671	175,683	168,008	115,284	—	—			
期間の定めのないもの	58,344	85,230	—	—	21,643	50,784	—	—			
残存期間別合計	1,161,493	1,156,803	603,269	606,582	520,525	514,574	—	—			

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ、業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	128	103	103	115	26	0	101	102	103	115	6	73
農業、林業	—	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4	2	2	—	0	0	4	2	2	—	—	0
建設業	561	505	505	466	41	6	520	498	505	466	187	24
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	14	14	11	—	5	5	9	14	11	94	3
卸売業、小売業	362	353	353	226	11	74	350	279	353	226	247	273
金融業、保険業	4	1	1	1	2	—	1	1	1	1	—	—
不動産業	605	536	536	444	36	1	569	534	536	444	10	14
物品賃貸業	—	0	0	14	—	—	—	0	0	14	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	1	1	—	—	2	1	1	1	—	—
宿泊業	66	50	50	33	9	—	56	50	50	33	3	—
飲食業	146	148	148	89	3	31	142	116	148	89	4	72
生活関連サービス業、娯楽業	27	18	18	10	—	5	27	12	18	10	0	17
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	150	153	153	332	—	—	150	153	153	332	—	—
その他のサービス	383	29	29	20	0	1	383	27	29	20	3	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	58	52	52	60	2	2	56	49	52	60	1	6
合 計	2,507	1,971	1,971	1,828	134	129	2,372	1,841	1,971	1,828	561	489

(注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	273,738	—	233,818
10%	—	68,982	—	70,490
20%	55,161	333,016	60,685	370,319
35%	—	83,993	—	79,413
50%	22,151	1,665	13,336	1,268
75%	—	113,447	—	114,453
100%	5,624	196,432	7,897	196,539
150%	—	863	—	624
200%	—	—	—	—
250%	—	6,416	—	7,956
1250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	1,161,493		1,156,803	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りします。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,848	3,624	59,860	62,598	—	—
①ソブリン向け	24	25	5,738	3,149	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	606	547	1,109	1,403	—	—
④中小企業等・個人向け	1,718	1,531	38,259	42,722	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	65	64	13,573	13,030	—	—
⑥不動産取得等事業向け	1,433	1,454	1,104	2,202	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	74	91	—	—

(注) 1. 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会および漁業信用基金協会のことです。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i)外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)金関連取引	—	—	—	—
(iv)株式関連取引	—	—	—	—
(v)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

	令和4年度	令和5年度
担保の種類別の額	—	—
無担保扱い	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	300	—	300	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	300	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	—	—	300	—	—	—	4	—
50%～100%未満	300	—	—	—	4	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	300	—	300	—	4	—	4	—

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	253	253	53	53
非上場株式等	4,900	—	5,279	—
合 計	5,154	253	5,333	53

- (注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	—	33
売却損	2	1
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	10	5

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
リスク・スルー方式	28,981	28,567
合計	28,981	28,567

(注) 「リスク・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	767	3,280	644	538
2	下方パラレルシフト	2,261	0	0	0
3	スティープ化	386	702		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,261	3,280	644	538
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	35,655		37,376	

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。